

7 川崎市災害対策本部規程【危機管理本部】

平成17年5月12日災害対策本部訓令第1号

改正

平成18年5月15日災害対策本部訓令第1号
平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号
平成20年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成21年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成22年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成23年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成23年12月2日災害対策本部訓令第2号
平成24年3月30日災害対策本部訓令第1号
平成25年1月31日災害対策本部訓令第1号
平成25年2月28日災害対策本部訓令第2号
平成25年3月29日災害対策本部訓令第3号
平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成26年12月26日災害対策本部訓令第2号
平成27年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成28年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成29年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成30年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成31年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和2年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和3年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和4年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和5年2月28日災害対策本部訓令第1号
令和5年3月31日災害対策本部訓令第2号
令和6年3月31日災害対策本部訓令第1号

川崎市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市災害対策本部条例（昭和38年川崎市条例第15号）第4条の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長並びに会計室長、交通局長、病院局長、消防局長及び教育委員会事務局教育次長並びに災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

3 副本部長は、本部員の中から危機管理監、病院事業管理者及び教育長を参与として指名する。

4 参与は、副本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

(本部会議)

第3条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。

3 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。

(部の設置)

第4条 本部に別表第1に掲げる部及び部長を置き、部長は第2条第2項に定める本部員の職にある者をもってあてる。ただし、病院事業管理者、教育長及び危機管理監を除く。

2 前項に定める部長は、別表第1に掲げる事務を分掌する。

3 部に副本部長及び部員を置くものとし、あらかじめ局等の職員のうちから局長が任命する。

4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、又は、部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 部は、災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、本部等に調整員を置き、本部等との緊密な連絡のもとに、川崎市地域防災計画等の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(区本部等)

第5条 本部長は、災害の規模、及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に、区本部を置く。

2 区本部の長は、区長をもって充てる。

3 区本部に、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を置き、区等の職員のうちから、あらかじめ区長が任命する。なお、区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、又は、区本部長が欠けたときはその職務を代理する。

4 区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。

5 区本部の編成及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

6 区本部長は、区本部の事務を総括し、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を指揮監督する。

7 区本部長は、災害対策及び防災活動の実施に当たっては、警察署その他公共的団体等と常に密接な連携を保ち、相互の協力を図るものとする。

(区本部会議)

第6条 区本部に区本部会議を置く。

2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員で組織し、区域内の災害対策活動について審議する。

3 区本部会議は必要に応じて区本部長が招集する。

(事務局)

第7条 事務局の構成、役割及び所掌事務は、別表第3のとおりとする。

2 事務局の班編成は別表第4のとおりとする。

3 事務局を危機管理本部に常設とする。

(防災計画)

第8条 各局及び区長は、その所管業務の実施について必要な防災計画をあらかじめ定めておくものとする。

(報告)

第9条 部長及び区本部長は、被害の状況、災害応急対策活動の状況等について、本部長に報告しなければならない。

(応援職員の派遣)

第10条 部長及び区本部長は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(川崎市災害対策本部規程の廃止)

2 川崎市災害対策本部規程(昭和53年災害対策本部訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成18年5月15日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月2日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成23年12月5日から施行する。

附 則(平成24年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日災害対策本部訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日災害対策本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務企画部

総務企画部長 総務企画局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
秘書部長 秘書部担当 部長 シティプロ モーション 推進室長 シティプロ モーション 推進室担当 部長 都市政策部 部長 公共施設総 合調整室長 総務部長 コンプライ アンス推 進・行政情 報管理部長	庶務班	庶務課長	法制課長	1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の収集及び伝達に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部応急対策活動の集約に関する事 7 部内職員の動員に関する事 8 部内職員の厚生に関する事 9 部の予算経理に関する事 10 部災害応急対策計画の策定に関する事 11 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 重要な法律問題に関する事 14 他の班の所管に属さない事 15 その他特命事項に関する事
デジタル化 施策推進室 長 デジタル化 施策推進室 担当部長	秘書班	秘書課長	秘書部担当 課長〔政策 調整担当〕	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 本部長及び副本部長の緊急登庁に関する事 3 見舞者の接遇に関する事 4 政策調整に関する事
人事部長 行政改革マ	広報班	シティプロ モーション		1 報道機関との連絡調整に関する事 2 災害関連情報の広報に関する事

ネジメント 推進室長 その他局長 が指定する 職員		推進室担当 課長		3 かわさきFMとの連絡調整に関する こと。 4 映像の記録に関すること。
	企画調整班	企画調整課 長	企画調整課 担当課長 〔企画調 整〕、〔政 策評価〕、 〔市民との 対話〕 統計情報課 長 都市政策部 担当課長 (SDGs・国 際連携推進 担当)	1 災害復興計画に係る総合調整に関する こと。 2 広聴に関すること。 3 コンタクトセンターに関すること。 4 海外からの支援に係る連絡調整に関す ること。 5 領事館及び各国大使館との連絡・調整に 関すること。 6 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する こと。 7 その他特命事項に関すること。
	東京事務所 班	東京事務所 長	東京事務所 副所長	国会、各省庁、各自治体、その他関係 機関との連絡調整に関すること。
	公共施設総 合調整班	公共施設総 合調整室担 当課長		1 市所有施設の管理保全状況の把握に関 すること。 2 公有地・公共施設の緊急活用の調整に関 すること。
	庁舎管理班	庁舎管理課 長	庁舎管理課 担当課長	1 所管施設の管理保全に関すること。 2 緊急通行車両の手続きに関すること。 3 応急電話、庁内放送に関すること。 4 所管車両の保全に関すること。 5 輸送業務に関すること。 6 所管施設の被害状況の把握に関するこ と。
	行政情報班	行政情報課 長	コンプライ アンス推 進・行政情 報管理部担 当課長 公文書館長	1 重要文書及び公印の保全に関すること。 2 所管施設の管理保存に関すること。
	システム班	デジタル化 施策推進室 担当課長 〔情報通信 基盤〕	デジタル化 施策推進室 担当課長 〔企画調整〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔行政情報 システム再 構築〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔デジタル 改革〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔情報シス テム調整〕	1 イン트라ネットシステムの災害時にお ける保全に関すること。 2 電算システムの保全に関すること。
	人事班	人事課長	人材育成課 長	1 職員の動員状況の集約に関すること。 2 職員のり災状況の集約に関すること。 3 他都市応援職員の受入れ及び配備計画

				<p>に関する事。</p> <p>4 職員等災害対策要員のローテーション計画に関する事。</p> <p>5 各部・区本部の応援に関する事。</p>
労務厚生班	労務厚生課長	労務厚生課担当課長 総務事務センター室長		<p>1 職員の給与に関する事。</p> <p>2 職員配備に伴う勤務条件等に関する事。</p> <p>3 職員の厚生に係る連絡調整に関する事。</p> <p>4 職員の食糧・飲料水の確保に関する事。</p> <p>5 職員の安全衛生に関する事。</p> <p>6 公務災害補償に関する事。</p> <p>7 職員の健康管理に関する事。</p> <p>8 職員のメンタルヘルスケアに関する事。</p> <p>9 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関する事。</p>
共済班	共済課長			職員の災害見舞金等の諸給付に関する事。
支援班	行政改革マネジメント推進室担当課長			<p>1 特命事項に関する事。</p> <p>2 緊急を要する他の班との協力に関する事。</p>

財政部

財政部長 財政局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
税務監 財政部長 資産管理部長 税務部長 収納対策部長 各市税事務所長 こすぎ市税分室長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長		<p>1 部の庶務に関する事。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関する事。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関する事。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関する事。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関する事。</p> <p>7 部内職員の動員に関する事。</p> <p>8 部内職員の厚生に関する事。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関する事。</p> <p>11 部の予算経理に関する事。</p> <p>12 部災害応急対策計画の策定に関する事。</p> <p>13 部災害復旧計画の策定に関する事。</p> <p>14 他の班の所管に属さない事。</p> <p>15 その他特命事項に関する事。</p>
	財政班	財政課長	財政課担当課長	<p>1 災害対策予算の総合調整に関する事。</p> <p>2 救援・復旧事業費に関する事。</p> <p>3 その他災害対策予算等に関する事。</p>
	資金班	資金課長	資金課担当課長	<p>1 災害時の資金調達に関する事。</p> <p>2 市債及び交付税の確保に関する事。</p> <p>3 国庫補助金の要望に関する事。</p> <p>4 その他財源調達及び災害対策予算等に関する事。</p>
	資産管理班	資産運用課長	検査課長	市所有施設の被害状況の集約・報告に関する事。
	物資調達班	契約課長	契約課担当課長	1 救援物資及び役務調達状況の把握に関する事。

				<ul style="list-style-type: none"> 2 応急工事の実施状況の把握に関する事 3 災害時契約手続きに関する事 4 復興工事の契約に関する事
	税務班	税制課長	市民税管理課長 資産税管理課長 収納対策課長 債権管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う、市税の申告期限の延長及び減免等に関する事 2 罹災証明発行のための判定調査に係る調整に関する事 3 その他、市税に関する事
	判定調査班	資産税課長 担当課長 (資産税担当)	市民税課長 法人課税課長 納税課長 担当課長 (納税担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災証明の発行のための判定調査に関する事 2 区本部との連絡調整に関する事

市民文化部

市民文化部長 市民文化局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
パラムーブメント推進担当部長 市民生活部長 コミュニティ推進部長 人権・男女共同参画室長 市民スポーツ室長 市民文化振興室長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の統括に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部関連施設及び区役所等庁舎の被害状況の把握に関する事 7 部応急対策活動の集約に関する事 8 部関連施設及び区役所等庁舎の応急対策の立案及び実施に向けた調整に関する事 9 部内職員の動員に関する事 10 部内の職員の厚生に関する事 11 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 12 緊急通行車両の手続きに関する事 13 所管施設等の管理保全に関する事 14 部の予算経理に関する事 15 部災害応急対策計画の策定に関する事 16 部災害復旧計画の策定に関する事 17 他の班の所管に属さないこと 18 その他特命事項に関する事
	市民活動・地域安全推進班	市民活動推進課長	協働・連携推進課長 地域安全推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事 2 地域住民組織との連絡調整に関する事 3 所管施設の管理保全に関する事 4 所管施設の被害状況の把握に関する事 5 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事 6 避難所補完施設の管理運営等の調整に

				<p>関すること。</p> <p>7 区民相談窓口の情報収集及び連絡調整に関すること。</p>
区政推進班	区政推進課長	戸籍住民サービス課長		<p>1 各区役所との連絡調整に関すること。</p> <p>2 区役所事務サービスシステム等の保全に関すること。</p> <p>3 所管施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>5 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
市民スポーツ班	市民スポーツ室担当課長	パラムーブメント推進担当課長		<p>1 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
文化振興班	市民文化振興室担当課長			<p>1 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
支援班	多文化共生推進室課長	人権・男女共同参画室担当課長		<p>1 外国人市民への情報提供の総合調整に関すること。</p> <p>2 公益財団法人川崎市国際交流協会との協定に基づく多言語情報支援に関すること。</p> <p>3 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>4 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>

経済労働部

経済労働部長 経済労働局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
産業政策部長 経営支援部長 観光・地域活力推進部長 イノベーション推進部長 労働雇用部長 公営事業部長 都市農業振興センター所長 中央卸売市場北部市場長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	企画課長	<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること（食糧・生活必需品の調達に関する部内の調整を含む。）。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>7 部内職員の動員に関すること。</p> <p>8 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>11 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>12 部の予算経理に関すること。</p> <p>13 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>14 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>15 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>16 その他特命事項に関すること。</p>
	消費者行政班	消費者行政センター室長		<p>1 生活必需品等の調達に関すること。</p> <p>2 生活必需物資の価格の監視に関すること。</p> <p>3 消費生活に係る緊急情報の提供に関すること。</p>
	商工班	経営支援課長	金融課長 中小企業溝口事務所長 観光・地域	<p>1 商業、工業施設等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 中小企業のり災関連融資に関すること。</p>

			活力推進部 担当課長 イノベーション推進部 担当課長	3 所管施設の管理保全に関すること。
農業班	農業振興課 長	農地課長 農業技術支 援センター 所長		1 防災農地に関すること。 2 米穀の調達に関すること。 3 農作物病害虫及び家畜伝染病の予防に 関すること。 4 農産物・農業施設の災害予防、被害状 況把握、応急処置及び復旧計画に関する こと。 5 所管施設の管理保全に関すること。
労働雇用班	労働雇用部 担当課長	労働雇用部 担当課長		1 所管施設の管理保全に関すること。 2 技能職団体・労働団体への協力要請に 関すること。
公営事業班	総務課長	業務課長		1 広域避難場所である川崎競輪場の施設 管理に関すること。 2 川崎競馬場との連絡調整に関するこ と。 3 所管施設の管理保全に関すること。
北部市場班	管理課長	業務課長		1 市場内における応急対策活動の集約に 関すること。 2 救援物資の受け入れ、輸送協力に関す ること。 3 全国中央卸売市場協会加盟市場への食 料品等の供給要請することに関するこ と。 4 市場内にある青果物、水産物及び副食 物の調達及び移送に関すること。 5 市場の管理保全に関すること。

環境部

環境部長 環境局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 脱炭素戦略 推進室長 環境対策部 長 生活環境部 長 生活環境部 担当部長 〔廃棄物政 策担当〕 施設部長 環境総合研 究所長 その他局長 が指定する 職員	総務班	庶務課長	企画課長 減量推進課 長 生活環境部 担当課長 (廃棄物政 策担当) 環境対策推 進課 脱炭素戦略 推進室担当 課長	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連 絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関するこ と。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調 整に関すること。 16 住民・事業者への広報と相談の受付に 関すること。 17 他の班の所管に属さないこと。 18 その他特命事項に関すること。
	環境対策班	環境対策推	地域環境共	1 有害物等の取扱施設に係る情報提供に

		進課長	創課長 環境評価課長 環境保全課長	関すること。 2 発災施設の情報提供に関すること。 3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁に係る連絡調整及び拡大防止に関すること。
廃棄物収集班	収集計画課長	各生活環境事業所長		1 一般ごみ・し尿等の収集計画に関すること。 2 災害用トイレの設置計画に関すること。 3 災害用トイレの設置、維持管理及び撤去に関すること。 4 所管公衆トイレの保全に関すること。 5 一般ごみ・し尿等の収集に関すること。 6 所管車両の保全に関すること。 7 所管施設の管理保全に関すること。
廃棄物処理班	処理計画課長	施設整備課長 施設建設課長 各処理センター所長		1 一般ごみ・し尿等の処理計画に関すること。 2 一般ごみ・し尿等の処理に関すること。 3 廃棄物処理施設等の被害状況の把握に関すること。 4 廃棄物処理施設等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 5 所管施設の管理保全に関すること。
災害廃棄物処理班	生活環境部担当課長〔廃棄物政策担当〕	庶務課長 収集計画課長 廃棄物指導課長 処理計画課長 施設整備課長		1 災害廃棄物処理計画に関すること。 2 倒壊家屋の解体撤去事務に関すること。 3 災害廃棄物の仮保管場所及び管理保全に関すること。 4 災害廃棄物の市処理施設での処理に関すること。 5 災害廃棄物処理に係る業者委託との連絡調整に関すること。 6 災害廃棄物の再利用、再資源化、中間処理及び最終処分に関すること。
環境総合研究所班	環境総合研究所担当課長〔事業推進〕	環境総合研究所担当課長〔都市環境〕 環境総合研究所担当課長〔環境研究〕 環境総合研究所担当課長〔地域環境・公害監視〕		1 環境測定に関すること。 2 発災施設の情報提供に関すること。 3 所管施設の管理保全に関すること。 4 保管薬品及び機器類等の保全に関すること。

健康福祉部

健康福祉部長 健康福祉局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
医務監 総務部長 生活保護・自立支援室長 地域包括ケア推進室長	庶務班	庶務課長	総務部担当課長〔危機管理〕 施設課長 企画課長 企画課担当課長	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。

<p>長寿社会 部長 障害保健 福祉部長 総合リハ ビリテー ション推 進センタ ー所長 保健医療 政策部長 保健医療 政策部担 当部長 〔保健政 策・保健 所長〕 保健医療 政策部担 当部長 〔保健政 策・保健 所副所 長〕 保健医療 政策部担 当部長 〔医療政 策〕 医療保険 部長 健康安全 研究所長 市立看護 大学事務 局長 その他局 長が指定 する職員</p>			<p>〔事業・ 法人調 整〕 保健福祉 システム 課長</p>	<p>8 部内職員の厚生に関する事 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 10 避難所補完施設の管理運営等の調整に関する事 11 所管施設の管理保全に関する事 12 緊急通行車両の手続きに関する事 13 部の予算経理に関する事 14 部災害応急対策計画の策定に関する事 15 部災害復旧計画の策定に関する事 16 被災者生活再建支援法に基づく事務に関する事 17 他の班の所管に属さない事 18 その他特命事項に関する事</p>
	<p>被災者救 助班</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔地域 福祉〕</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔ケア システ ム〕 地域包括 ケア推進 室担当課 長〔地域 保健〕 医療保険 課長 国民年 金・福祉 医療課長 収納管理 課長</p>	<p>1 義援金窓口の開設及び周知に関する事 2 日本赤十字社との連絡調整に関する事 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4 災害弔慰金、見舞金、災害援護資金等に関する事 5 義援金配分委員会に関する事 6 義援物資の受付及び配分に関する事 7 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事 8 国民健康保険に関する事 9 国民年金に関する事 10 後期高齢者医療に関する事 11 被災者の各種保険給付金に関する事</p>
	<p>保護指導 班</p>	<p>生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔保護指 導〕</p>	<p>生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔適正実 施〕 生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔自立支 援〕</p>	<p>1 被災者の生活支援に係る援護対策に関する事 2 生活保護に関する事</p>
	<p>高齢者福 祉班〔災 害福祉調 整本部機 能を 含む〕</p>	<p>高齢者事 業推進課 長</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔専門 支援〕 高齢者 在宅サー ビス課長 介護保 険課長</p>	<p>1 高齢者福祉施設の被害状況の把握に関する事 2 高齢者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事 3 高齢者の援護対策に関する事 4 高齢者に係る諸問題の把握に関する事 5 入所、通所高齢者の安全確保に関する事 6 災害時要援護者の避難に関する事 7 入所者、避難者の援護に関する事 8 高齢者福祉ボランティア、他自治体の応援職員の受入及び配備に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事</p>

<p>障害福祉班〔災害福祉調整本部機能を含む〕</p>	<p>障害計画課長</p>	<p>障害福祉課長 障害者施設指導課長 精神保健課長 障害者社会参加・就労支援課長 企画・連携推進課長 こころの健康課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉施設の被害状況の把握に関すること。 2 障害福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 障害児者の援護対策計画に関すること。 4 入所、通所障害者の安全確保に関すること。 5 災害時要援護者の避難に関すること。 6 入所者、避難者の援護に関すること。 7 障害者福祉ボランティア、他自治体の応援職員の受入及び配備に関すること。 8 所管施設の管理保全に関すること。 9 精神科救護本部設置及び運営に関すること。 10 精神医療相談に関すること。
<p>障害者施設班</p>	<p>総務・判定課長 中部地域支援室長 北部地域支援室長</p>	<p>南部地域支援室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関すること。 2 入所、通所障害者の安全確保に関すること。 3 災害時要援護者の受入に関すること。 4 入所者、避難者からの要望調査に関すること。
<p>衛生・医療班〔保健医療調整本部機能を含む〕</p>	<p>保健医療政策部担当課長〔災害・新興感染症医療対策〕 保健医療政策部担当課長〔保健医療政策〕</p>	<p>保健医療政策部担当課長〔地域医療〕 保健医療政策部担当課長〔健康増進〕 保健医療政策部担当課長〔歯科保健政策〕 保健医療政策部担当課長〔生活衛生〕 保健医療政策部担当課長〔環境保健・アレルギー疾患対策〕 保健医療政策部担当課長〔医事・薬事〕 保健医療政策部担当課長〔感染症</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害状況の把握に関すること。 2 区本部保健衛生・福祉班との連絡調整に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 医療救護所に関すること。 5 診療可能な医療機関の情報収集に関すること。 6 患者の転院搬送に関する総合調整に関すること。 7 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。 8 保健活動の全体調整に関すること。 9 医療関係団体に関すること。 10 医療ボランティア、他自治体応援職員の受入及び配備に関すること。 11 火葬に関すること。（他局所管事務を除く。） 12 火葬場の利用調整に関すること。 13 広域火葬に伴う神奈川県等との連絡調整に関すること。 14 所管施設の管理保全に関すること。 15 飲料水、生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 16 災害用選定井戸に関すること。 17 遺体検案後の火葬までの連絡調整に関すること。 18 遺体安置所への葬祭用品の供給等の連絡調整に関すること。 19 感染症対策に関すること。 20 動物の救護等に関すること。 21 避難所等における環境衛生に関すること。

			対策〕 保健医療 政策部担 当課長 〔予防接 種企画〕 保健医療 政策部担 当課長 〔予防接 種〕 保健医療 政策部担 当課長 〔食品安 全〕 中央卸売 市場食品 衛生検査 所長	
	動物管理 班	動物愛護 センター 所長		1 犬などの保護収容及び治療に関する こと。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 動物由来感染症の予防に関すること。 4 動物の救護等に関すること。
	健康安全 研究所班	健康安全 研究所副 所長	健康安全 研究所担 当課長 〔理化 学〕 健康安全 研究所担 当課長 〔微生 物〕	1 生活用水及び食品の衛生検査に関す ること。 2 保管薬品及び機器類の保全に関する こと。 3 感染症対策の支援に関すること。
	看護大学 班	総務学生 課長		1 各班の支援に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 学生、避難者の支援に関すること。

こども未来部

こども未来部長 こども未来局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 保育・幼児 教育部長 保育・子育 て推進部長 青少年支援 室長 児童家庭支 援・虐待対 策室長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	企画課長 総務部担当 課長〔監査 担当〕	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関すること。 3 災害関連情報の統括に関すること。 4 部関連被害状況の集約に関すること。 5 部応急対策活動の集約に関すること。 6 部内の職員の動員に関すること。 7 部職員等の安否確認及びり災状況の把 握に関すること。 8 緊急通行車両の手続きに関すること。 9 所管施設の被害状況の把握に関するこ と。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 所管施設に係る応急対策の立案及び実施 に関すること。 12 部災害応急対策計画の策定に関するこ と。

				<p>13 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>14 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>15 その他特命事項に関すること。</p>
保育班	保育・子育て推進部担当課長〔運営管理・子育て支援〕	保育・子育て推進部担当課長〔運営支援・人材育成〕 保育・子育て推進部担当課長（区保育総合支援担当） 区保育・子育て総合支援センター所長 保育対策課長 保育第1課長 保育第1課担当課長〔指導調整〕 保育第2課長 保育・幼児教育部担当課長（幼児教育担当）		<p>1 所管する児童福祉施設（各保育園、地域子育て支援センター）の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 所管する児童福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 児童の援護対策計画に関すること。</p> <p>4 通所児童の安全確保に関すること。</p> <p>5 災害時要援護者の受入に関すること。</p> <p>6 避難者の援護に関すること。</p> <p>7 所管施設の管理保全に関すること。</p>
青少年班	青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕	青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕 青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕		<p>1 所管施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>3 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>4 通所児童の安全確保に関すること。</p>
児童家庭支援・虐待対策班	児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕	児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕 各児童相談所長		<p>1 一時保護所及び所管する児童福祉施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 一時保護所及び所管する児童福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 児童の援護対策計画に関すること。</p> <p>4 入所、通所児童の安全確保に関すること。</p> <p>5 災害時要援護者の受入に関すること。</p> <p>6 入所者、避難者の援護に関すること。</p> <p>7 所管施設の管理保全に関すること。</p>

まちづくり部

まちづくり部長 まちづくり局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 計画部長 交通政策室長 市街地整備部長 拠点整備推進室長 住宅政策部長 施設整備部長 指導部長 登戸区画整理事務所長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	まちづくり調整課長	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 部関連被害状況の集約に関する事。 6 部応急対策活動の集約に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。 8 部内職員の厚生に関する事。 9 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。 10 所管施設の管理保全に関する事。 11 緊急通行車両の手続きに関する事。 12 部の予算経理に関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部災害復旧計画の策定に関する事。 15 他の班の所管に属さないこと。 16 その他特命事項に関する事。
	復興計画班	都市計画課長	企画課長 交通政策室担当課長 景観・地区まちづくり支援担当課長 地域整備推進課長 防災まちづくり推進課長 拠点整備推進室担当課長	1 被災市街地の復興計画の策定に関する事。 2 規制区域の設定に関する事。 3 市街地開発事業に係る被害状況の把握に関する事。 4 市街地開発事業に係る応急対策の立案及び実施に関する事。
	事務所班	登戸区画整理事務所担当課長〔庶務〕		1 事業区域内の被害状況の把握に関する事。 2 事業区域内の応急対策の立案及び実施に関する事。 3 所管施設の管理保全に関する事。
	住宅班	住宅整備推進課長	市営住宅管理課長 市営住宅建替推進課長	1 市営住宅等の被害状況の把握に関する事。 2 市営住宅等に係る応急対策の立案に関する事。 3 住宅の応急修理に関する事。 4 災害復興住宅資金等の融資に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 市営住宅等の緊急入居計画に関する事。
	建築宅地調査班	建築管理課長	建築指導課長 建築審査課長 宅地企画指導課長 宅地審査課長	1 家屋、建物の被害状況の把握に関する事。 2 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災建築物のうち保安上危険な建物に関する事。 4 応急危険度判定士ボランティア及び他自治体からの応援職員の受入に関する事。

			建築管理課担当課長〔建築企画〕 建築審査課担当課長〔構造・指定機関〕	<p>ること。</p> <p>5 がけ・宅地・宅地造成工事箇所等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>6 被災したがけ・宅地・宅地造成工事箇所等に係る応急対策の実施指導に関すること。</p> <p>7 被災したがけ等の復旧・助成に係る相談に関すること。</p> <p>8 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>9 被災宅地危険度判定士及び他自治体からの応援職員の受入に関すること。</p>
	公共施設対策班	施設計画課長	公共建築担当課長 長寿命化推進担当課長 電気設備担当課長 機械設備担当課長 川崎病院再編担当課長	<p>1 本市公共建築物(庁舎施設・教育施設)の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 本市公共建築物(庁舎施設・教育施設)に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>

建設緑政部

建設緑政部長 建設緑政局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 道路河川管理部長 広域道路整備室長 道路河川整備部長 道路河川整備部担当部長〔事業調整〕 自転車利活用推進室長 緑政部長 緑化フェア推進室長 富士見・等々力緑地再編整備室長 その他局長が指定する職員	庶務班 道路班	庶務課長 施設維持課長	総務部担当課長〔危機管理〕 技術監理課長 企画課長 用地調整課長 公共用地課長 緑化フェア推進室担当課長〔企画調整〕〔協働・共創〕 道路整備課長 広域道路整備室担当課長〔計画〕〔整備〕 路政課長 管理課長 施設維持課担当課長〔電気・機	<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>6 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>7 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>8 部内職員の動員に関すること。</p> <p>9 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>11 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>12 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>13 部の予算経理に関すること。</p> <p>14 部の災害対策活動の統括に関すること。</p> <p>15 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>16 各班の応援要請の統括に関すること。</p> <p>17 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>18 その他特命事項に関すること。</p>
				<p>1 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。</p> <p>3 広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>4 がけ崩れ等の応急対策の協力・調整に関すること。</p> <p>5 国土交通省、県、警察、公団等各機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 緊急交通路に関する県及び県警察との</p>

		械設備]	調整に関すること。 7 道路啓開の総合調整に関すること。 8 占用物件の復旧調整に関すること。 9 所管施設の管理保全に関すること。 10 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
河川班	河川課長		1 河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 水防警報及び洪水予報の受信及び伝達に関すること。 3 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。 4 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調整に関すること。 5 国土交通省、県等河川に係る関係機関との連絡調整に関すること。 6 所管施設の管理保全に関すること。 7 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
自転車対策班	自転車利活用推進室担当課長〔放置対策〕	自転車利活用推進室担当課長〔活用推進〕	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
事務所班〔各区道路公園班所管事務を除く〕	各都市基盤整備事務所長		1 工事施行箇所の安全確保に関すること。 2 管内の道路・橋りょう・河川等の被害状況の把握及び伝達に関すること。
緑政班	みどりの保全整備課長	みどり・多摩川協働推進課長 みどり・多摩川協働推進課担当課長〔みどりの協働〕	1 特別緑地保全地区等の被害状況調査及び災害復旧計画に関すること。 2 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
公園管理・多摩川班	みどりの管理課長	みどりの保全整備課担当課長〔維持・調整〕 みどりの事業調整課長 みどりの事業調整課担当課長〔計画調整〕 富士見・等々力緑地再編整備室担当課長〔事業調整〕	1 公園緑地、街路樹、多摩川緑地等の被害状況調査及び災害復旧計画に関すること。 2 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 3 施設利用者に対する避難、誘導及び情報の伝達に関すること。 4 区本部道路公園班、霊園事務所班、動物園班、生田緑地整備事務所班との連絡調整に関すること。
霊園事務所班	霊園事務所長		1 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 2 墓地の管理保全に関すること。 3 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 4 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。
動物園班	夢見ヶ崎動		1 所管施設及び工事箇所等の災害予防及

		物公園長	<ul style="list-style-type: none"> び復旧に関すること。 2 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 3 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。 4 飼育動物の安全確保に関すること。
	生田緑地整備事務所班〔各区道路公園班所管事務を除く〕	生田緑地整備事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 2 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。 3 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。

港湾部

港湾部長 港湾局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
港湾振興部長 港湾経営部長 川崎港管理センター所長 川崎港管理センター副所長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	誘致振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 他の班の所管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	経営企画班	経営企画課長	整備計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設の財産管理に関すること。 3 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策の立案に関すること。 4 港湾施設及び海岸保全施設等の災害復旧計画の策定に関すること。
	港営班	港湾管理課長	港営課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の調査・報告に関すること。 2 防潮扉の開閉に関すること。 3 入出港船舶の緊急調整に関すること。 4 在港船舶への退避等の通報に関すること。 5 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保等に関すること。 6 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。
	復旧班	整備課長	設備課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の調査・報告に関すること。 2 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策並びに復旧計画の実施に関すること。 3 電気及び機械設備等の点検整備並びに被害状況の調査・報告に関すること。 4 電気及び機械設備の応急対策並びに復旧対策の立案・実施に関すること。

臨海部国際戦略部

臨海部国際戦略部長 臨海部国際戦略本部長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
事業推進部長 成長戦略推進部長 拠点整備推進部長 戦略拠点推進室長 その他本部長が指定する職員	庶務班	事業推進部担当課長〔企画調整〕	事業推進部担当課長〔広域事業・フ・ロモーション〕	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 その他特命事項に関すること。
	調査班	事業推進部担当課長〔臨海部企業連携〕	成長戦略推進部担当課長〔戦略推進〕 拠点整備推進部担当課長〔土地利用〕 戦略拠点推進室担当課長〔戦略拠点形成〕	臨海部事業所等の被害状況の情報収集及び伝達に関すること。
	キングスカイフロントマネジメントセンター班	キングスカイフロントマネジメントセンター所長	成長戦略推進部担当課長〔連携推進〕	殿町立地事業所等の被害状況の情報収集及び伝達に関すること。

会計部

会計部長 会計室長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
審査課長 その他室長が指定する職員	庶務班	審査課長		1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 部災害応急対策計画の策定に関すること。 13 部災害復旧計画の策定に関すること。

				14 その他特命事項に関する事。
	出納班	出納課長		1 義援金の口座開設に関する事。 2 義援金の出納及び保管に関する事。 3 銀行との連絡調整に関する事。 4 災害時の出納及び保管に関する事。 5 災害時の支払資金の調達に関する事。 6 財務会計システムの保全に関する事。

上下水道部

上下水道部長 上下水道事業管理者

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
担当理事 〔事業統括〕 経営戦略・危機管理室長 総務部長 総務部担当部長〔財務担当〕 サービス推進部長 水道部長 水管理センター所長 下水道部長 下水道部担当部長〔下水道施設担当〕 その他上下水道事業管理者が指定する職員	本部班	経営戦略・危機管理室担当課長〔危機管理〕	担当課長〔経営戦略・企画調整〕	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 部被害状況の集約に関する事。 6 部災害対策活動の集約に関する事。 7 その他特命事項に関する事。
	庶務班	庶務課長	労務課長 情報管理課長 財務課長 管財課長	1 部の庶務に関する事。 2 部内職員の動員に関する事。 3 部内職員の厚生に関する事。 4 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 5 所管施設の管理保全に関する事。 6 緊急通行車両の手続きに関する事。 7 事業用車両の稼働状況等の把握に関する事。 8 応急復旧用資器材の確保に関する事。 9 部の予算経理に関する事。 10 国及び一般会計との会計処理に関する事。 11 日本水道協会等との連絡調整に関する事。 12 他の班の所管に属さないこと。
	広報班	サービス推進課長	サービス推進課担当課長〔広報戦略〕	1 市民、報道機関等への広報及び災害記録に関する事。 2 お客さまセンターとの連絡調整に関する事。 3 入江崎余熱利用プールにおける指定管理者との連絡調整に関する事。 4 鷺沼ふれあい広場における委託団体との連絡調整に関する事。
	水道指揮班	水道管理課長	水道管理課担当課長〔危機管理・調整〕 水道計画課長 工業用水課長	1 担当の災害対策活動の総括に関する事 2 水道施設の被害状況及び減・断水状況の全体把握に関する事。 3 送・配水管復旧計画の策定に関する事。 4 給水装置復旧計画の策定及び実施に関する事。 5 厚生労働省・経済産業省等関係機関との連絡調整に関する事 6 応援要請及び受入計画の策定に関する事
	水道管路復旧班	水道管路課長		1 送・配水管及び給水装置の被害状況の把握に関する事。 2 水道管路復旧隊の災害対策活動の総括に関する事。
水道管路復旧隊	水道整備課長		1 送・配水管復旧工事の施工に関する事。 2 給水装置の応急復旧及び復旧計画の実施	

	第2配水工 事事務所長 第3配水工 事事務所長		に関すること。
配水調整班	水運用セン ター所長		1 水源及び取水状況に係る情報収集に關 すること。 2 配水所、配水池、配水塔及び配水制御設 備の被害状況の把握に関すること。 3 緊急配水調整及び配水計画の策定に關 すること。 4 緊急配水調整及び配水計画に基づく配 水池等の運転操作・管理に関すること。 5 水源の確保及び水運用計画の立案に關 すること。
水道施設復 旧班	水道施設管 理課長		1 水道建物施設の被害状況の把握に關す ること。 2 取水・導水施設並びに配水池及び配水塔 の被害状況の把握に関すること。 3 応援要請及び受入計画の策定に關する こと。 4 水道施設復旧隊の災害対策活動の総括に 関すること。
水道施設復 旧隊	水道施設管 理課担当課 長〔施設維 持担当〕	施設整備課 長	1 水道建物施設の復旧計画の策定及び実施 に関すること。 2 取水・導水・浄水施設並びに配水池及び 配水塔の復旧工事計画の策定及び実施に 関すること。
浄水場管理 班	浄水課長		1 浄水施設の被害状況の把握に関するこ と。 2 浄水場管理隊の災害対策活動の総括に關 すること。
浄水場管理 隊	浄水課長 生田浄水場 長		1 浄水施設の復旧工事の施工に関するこ と。 2 浄水場の運転管理に関すること。
水道水質班	水道水質課 長	担当課長 〔計画・調 整〕	1 水源及び各浄水場の水質に係る情報収 集及び水質管理に関すること。 2 水質監視計画の策定に関すること。
応急給水班	給水装置課 長	営業課長	1 応急給水計画の策定に関すること。 2 災害時における協定書に基づき、検針委 託会社に協力の要請を行うこと。 3 応急給水隊の災害対策活動の総括に關 すること。
給水タンク 車隊	水道整備課 長 第2配水工 事事務所長 第3配水工 事事務所長		給水タンク車による運搬給水の実施に 関すること。
応急給水隊	各サービス センター所 長		応急給水作業に関すること。
下水道指揮 班	下水道管理 課担当課長 〔危機管 理・調整〕	下水道管理 課長 下水道計画 課長 担当課長 〔計画調 整〕	1 担当の災害対策活動の総括に關するこ と 2 災害関連情報の収集及び伝達に關する こと。 3 下水道施設の被害状況の把握に關する こと。 4 下水道施設の災害復旧計画の策定に關

		担当課長 〔技術開発 担当〕	<p>すること。</p> <p>5 国土交通省・県・下水道協会等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 支援隊集積基地・加瀬ふれあいの広場の調整に関すること。</p>
下水道管路 対策班	管路保全課 長	下水道管路 課長	<p>1 下水道管きよの被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 下水道事務所隊の災害対策活動の総括に関すること。</p>
下水道施設 対策班	施設保全課 長	施設課長 下水道水質 課長	<p>1 下水道施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>3 下水道センター隊の災害対策活動の総括に関すること。</p>
下水道事務 所隊	各下水道事務 所管理課長 各下水道管 理事務所長	各下水道事務 所工事課 長	<p>1 下水道施設及び下水道建設工事箇所の災害予防及び下水管きよ施設等の応急対策、復旧に関すること。</p> <p>2 下水道施設及び下水管きよ等の災害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>3 資器材の保全管理に関すること。</p>
下水道セン ター隊	各水処理セン ター所長	担当課長 〔操作〕	<p>1 下水道施設の災害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>2 下水道施設の災害応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>3 資器材の保全管理に関すること。</p>

交通部

交通部長 交通局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
企画管理部 長 自動車部長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	経営企画課 長 経理課長	<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>7 部内職員の動員に関すること。</p> <p>8 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>11 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>12 部の予算経理に関すること。</p> <p>13 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>14 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>15 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>16 その他特命事項に関すること。</p>
	管理班	管理課長		<p>1 所管施設の応急対策及び復旧工事の実施に関すること。</p> <p>2 乗客の安全確保に関すること。</p>
	運輸班	運輸課長	安全・サー ビス課長	<p>1 バス緊急輸送計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>2 バス運行状況の把握に関すること。</p> <p>3 バス集結場所の指示及び変更に関すること。</p>
	営業所班	各営業所長		<p>1 バスによる緊急輸送の実施に関すること。</p>

				2 バス車両の保全管理に関すること。 3 乗客の安全に関すること。 4 所管施設の管理保全に関すること。
--	--	--	--	--

病院部

病院部長 病院局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 経営企画室 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	経営企画室 担当課長	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 所管施設の管理保全に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 市立病院の被害状況の把握に関すること。 11 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 12 緊急通行車両の手続きに関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部の予算経理に関すること。 15 部災害復旧計画の策定に関すること。 16 他の班の所管に属さないこと。 17 その他特命事項に関すること。
	川崎病院隊 井田病院隊	各病院長	各副院長	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関すること。 2 医療救護班の派遣協力に関すること。 3 病院施設の機能保全に関すること。 4 医薬品、器材等の調達に関すること。 5 病院施設内の安全確保に関すること。

消防部

消防部長 指揮本部長 消防局長

方面指揮本部長 消防署長

消防指揮本部

副本部長	統括者	班名	班長	任務	担当業務
警防部長 その他局長 が指定する 職員	警防課長	指揮班	警防係長	指揮統括 作戦 分析 救助	1 消防指揮本部の設置発令に関すること。 2 動員の発令に関すること。 3 災害現場との連絡調整等に関すること。 4 消防隊等の運用に関すること。 5 応援消防隊等の要請に関すること。（関係書類の作成を含む。） 6 応援消防隊等の運用等に関すること。 7 避難対策に関すること。 8 作戦会議の運用に関すること。
	救急課長	救急班	救急管理 係長	救急統括 調整	1 救急対策に関すること。（病院調査を含む。） 2 救急資機材に関すること。 3 応急救護所の設置・運用に関すること。

					4 応援救急隊との連絡調整に関する こと。 5 救急に関する即報の作成に関する こと。
	航空隊長	航空班	航空救助 係長	航空統括 運航管理	1 航空隊及び応援航空隊の指揮及び 運用に関すること。 2 臨時着陸場の選定及び基幹臨時離 着陸場の管理運用に関すること。 3 航空機による広報及び情報収集に 関すること。 4 航空情報（ノータム）発出の要請 及び航空臨時情報に関すること。
	指令課長	通信班	（正）指令 課当直担 当課長（指 令統制担 当） （副）指令 課当直以 外担当課 長（指令統 制担当）	通信統括 施設	1 消防指揮本部の通信施設設置及び 管理に関すること。 2 消防通信の運用及び統制に関する こと。 3 気象情報の収集伝達に関するこ と。 4 応援消防隊等の消防通信の運用及 び統制に関すること。
総務部長 その他局 長が指定 する職員	庶務課長	庶務班	庶務係長	調整統括 報道 災害記録	1 市三役、議会、国、県等関係機関 との連絡調整に関すること。 2 応援消防隊等の宿泊施設の確保に 関すること。 3 応援消防機関との連絡調整に関す ること。 4 報道対応及び情報提供に関するこ と。 5 災害記録に関すること。
	施設装備 課長	調達班	担当係長 〔施設〕	調達統括	1 警防資機材、燃料、食料、飲料水 の調達及び供給に関すること。 2 庁舎等施設の保守に関すること。 3 消防機械等の応急修理・整備に関 すること。
	人事課長	人事班	人事係長	人事統括 労務管理	1 職・団員の動員及び参集状況の把 握に関すること。 2 職・団員及び応援消防隊員等の労 務管理並びに輸送に関すること。 3 職・団員の安全衛生に関すること。
予防部長 その他局 長が指定 する職員	予防課長	調査班	予防係長	調査統括 報告	1 原因調査等に関すること。 2 火災等即報の作成に関すること。 3 消防相談に関すること。
	査察課長	情報班	査察計画 係長	情報統括 報告	1 各種情報の収集に関すること。 2 各方面の報告事項の統括に関する こと。
	保安課長	集計班	担当係長 〔危険物〕	集計統括 被害	1 災害活動状況の集計に関するこ と。 2 被害状況の集計に関すること。 3 危険物関係の即報に関すること。
局長が指 定する職 員	総務部担 当課長〔企 画担当〕	派遣班	計画係長	連絡・調整	市災害対策本部、神奈川県庁（緊急 消防援助隊関係）、神奈川県石油コ ンビナート等防災本部等との連絡調 整に関すること。

方面指揮本部

副本部長	統括者	班名	班長	担当業務
署担当課長	（正）当直警	指揮班	（正）当直警	1 方面指揮本部の開設に関するこ

〔警防統括担当〕	防課長 (副)非直警防課長		防係長 (副)非直警防係長	と。 2 動員の命令に関する事 3 消防隊等及び消防団の指揮、運用に関する事 4 消防通信の運用及び統制に関する事 5 応援要請に関する事 6 応援消防隊等の活動に関する事 7 臨時着陸場の支援に関する事 8 消防ボランティアの活動に関する事
		調査班	(正)当直調査係長 (副)非直調査係長	1 災害情報の収集に関する事 2 被害状況の調査に関する事
		救護班	(正)当直救急係長 (副)非直救急係長	1 応急救護所の開設及び運営に関する事 2 救急救護に関する事 3 医療機関等の情報収集及び連絡に関する事 4 応援救急隊の活動に関する事
副署長	予防課長	調整班	予防係長	1 消防指揮本部への報告の統括に関する事 2 区本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事 3 応援消防隊等の宿泊施設の運営に関する事
		庶務班	庶務係長	1 方面指揮本部の開設準備及び庁内対応班の連絡調整に関する事 2 職・団員の動員及び参集状況の把握に関する事 3 報道対応に関する事 4 災害広報に関する事 5 災害記録に関する事 6 警防資機材、燃料等の調達、食糧、飲料水の調達及び供給に関する事 7 職・団員及び応援消防隊員の労務管理に関する事 8 消防団指揮本部に関する事
		情報班	(臨港署)危険物係長 (川崎～麻生署)危険物・査察係長	1 災害活動状況の集計に関する事 2 被害状況の集計に関する事

教育部

教育部長 教育委員会事務局教育次長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 教育政策室長 教育環境整備推進室長 職員部長 学校教育部長 健康給食推	庶務班	庶務課長	教育政策室 担当課長 〔企画調整〕	1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の統括に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部応急対策活動の集約に関する事 7 部内職員の動員に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握

進室長 生涯学習部 長 その他教育 委員会事務 局教育次長 が指定する 職員				<p>に関すること。</p> <p>9 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>10 部の予算経理に関すること。</p> <p>11 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>12 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>13 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>14 その他特命事項に関すること。</p>
	教育施設班	教育環境整備推進室担当課長〔環境整備〕	学事課長	<p>1 教育関連施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 教育関連施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 教材、学用品の調達に関すること。</p> <p>4 応急プレハブ教室の確保に関すること。</p> <p>5 児童生徒の転出入に関すること。</p> <p>6 就学援助に関すること。</p>
	職員班	教職員企画課長	教職員人事課長 給与厚生課長	<p>1 教職員の被害状況に関すること。</p> <p>2 教職員の服務に関すること。</p> <p>3 非常勤講師等の任用に関すること。</p> <p>4 部内職員の公務災害認定に関すること。</p> <p>5 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>6 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>7 部内職員の安全衛生に関すること。</p> <p>8 部内職員の健康管理に関すること。</p> <p>9 部内職員のメンタルヘルスケアに関すること。</p>
	学校教育班	指導課長	支援教育課長 健康教育課長	<p>1 児童生徒の安否に関すること。</p> <p>2 臨時休業措置に関すること。</p> <p>3 学校施設への避難状況の把握に関すること。</p> <p>4 避難所運営会議と学校との連絡調整に関すること。</p> <p>5 授業再開計画に関すること。</p> <p>6 医療活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関すること。</p> <p>7 負傷児童及び生徒の応急救護に関すること。</p> <p>8 児童生徒の心理的ケアに関すること。</p>
	健康給食班	健康給食推進室担当課長〔企画〕	健康給食推進室担当課長〔学校給食〕	<p>1 学校給食に関すること</p> <p>2 所管施設の管理保全に関すること</p>
	生涯学習班	生涯学習推進課長	地域教育推進課長 文化財課長	<p>1 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>2 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。</p> <p>3 生涯学習財団との連絡調整に関すること。</p> <p>4 文化財の保護に関すること。</p>
	総合教育センター班	総合教育センター所長	総務室長	所管施設の管理保全に関すること。

第1応援部

第1応援部長 市民オンブズマン事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
事務局担当課長〔市民オンブズマ	庶務班	事務局担当係長〔市民オンブズマ		<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p>

ン] その他事務 局長が指定 する職員	ン 調査支 援]	3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する こと 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 緊急を要する他の部への応援に関する こと 14 区本部への職員の派遣に関する事 15 その他特命事項に関する事
------------------------------	-------------	--

第2 応援部

第2 応援部長 選挙管理委員会事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
選挙部長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	選挙課長		1 部の庶務に関する事 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関する事 3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する こと 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 緊急を要する他の部への応援に関する こと 14 区本部への職員の派遣に関する事 15 その他特命事項に関する事

第3 応援部

第3 応援部長 監査事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
行政監査課 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	財務監査課 長		1 部の庶務に関する事 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関する事 3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する こと 12 部災害復旧計画の策定に関する事

				13 緊急を要する他の部への応援に関する こと。 14 区本部への職員の派遣に関する こと。 15 その他特命事項に関する こと。
--	--	--	--	--

第4 応援部

第4 応援部長 人事委員会事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
調査課長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	任用課長	調査課担当 係長	1 部の庶務に関する こと。 2 本部、区本部、その他関係機 関との連絡調整に関する こと。 3 災害関連情報の統括に関 する こと。 4 部関連被害状況の集約に 関 する こと。 5 部応急対策活動の集約に 関 する こと。 6 部内職員の動員に関 する こと。 7 部内職員の厚生に関 する こと。 8 職員等の安否確認及び り 災 災 況 の 把 握 に 関 する こ と。 9 所管施設の管理保全に 関 する こ と。 10 部の予算経理に関 する こ と。 11 部災害応急対策計画の 策 定 に 関 する こ と。 12 部災害復旧計画の策定 に 関 する こ と。 13 緊急を要する他の部へ の 応 援 に 関 する こ と。 14 区本部への職員の派遣 に 関 する こ と。 15 その他特命事項に関 する こ と。

議会部

議会部長 議会局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 議事調査部 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	議事課長 政策調査課 長	1 部の庶務に関する こと。 2 本部、区本部、その他関係機 関との連絡調整に関する こ と。 3 災害関連情報の統括に関 する こ と。 4 部関連被害状況の集約に 関 する こ と。 5 部応急対策活動の集約に 関 する こ と。 6 部内職員の動員に関 する こ と。 7 部内職員の厚生に関 する こ と。 8 職員等の安否確認及び り 災 災 況 の 把 握 に 関 する こ と。 9 所管施設の管理保全に 関 する こ と。 10 部の予算経理に関 する こ と。 11 部災害応急対策計画の 策 定 に 関 する こ と。 12 部災害復旧計画の策定 に 関 する こ と。 13 川崎市議会大規模災害 対 応 指 針 に 関 する こ と。 14 その他特命事項に関 する こ と。

別表第2 (第5条関係)

区本部

区本部長 区長

区副本部長 副区長 その他区長が指定する職員

班	班長	副班長	事務分掌
区本部事務	危機管理担		1 区本部の設置、区本部会 議の開催に関する こ と。

局	当課長		<ol style="list-style-type: none"> 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関する事。 4 避難勧告及び指示、警戒区域等に関する事。 5 区職員の動員の調整に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
庶務班	総務課長	区民センター室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関する事。 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関する事。 3 区職員の厚生に関する事。 4 応援職員の受け入れや配備に関する事。 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関する事。 6 緊急通行車両の手続きに関する事。 7 予算経理に関する事。 8 他の班への応援に関する事。
情報広報班	企画課長		<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関する事。 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関する事。 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関する事。 4 報道対応に関する事。 5 災害関連情報の広報に関する事。 6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関する事。 7 他の班への応援に関する事。
地域支援班	地域振興課長	生涯学習支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアセンターの運営に関する事。 2 帰宅困難者の支援に関する事。 3 区本部事務局の支援に関する事。 4 他の班への応援に関する事。
保健衛生・福祉班	地域支援課長〔保健衛生班長〕※項目1～13,20 高齢・障害課長〔福祉班長〕※項目14～20	地域ケア推進課長 衛生課長 児童家庭課長 健康福祉ステーション 地域支援・児童家庭担当課長 健康福祉ステーション 高齢・障害担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置及び運営に関する事。 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関する事。 3 医薬品・器材等の調達に関する事。 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関する事。 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関する事。 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関する事。 7 防疫用薬剤、器材の調達に関する事。 8 災害用選定井戸水の提供調整に関する事。 9 感染症対策に関する事。 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関する事。 11 避難所等における環境衛生に関する事。 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関する事。 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 14 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関する事。 15 要援護者の安全確保に関する事。 16 要援護者の状況調査に関する事。 17 災害時要援護者情報に関する事。 18 災害時精神保健医療相談対応に関する事。 19 二次避難所となる施設との連携に関する事。 20 他の班への応援に関する事。
被災者支援班	保護課長または保護第1課長	保険年金課長 区民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の管理に関する事。 2 指定避難所の運営に関する事。 3 指定避難所への物資の供給に関する事。

		保護第2課長 区民センター 保険年金課長 健康福祉ステーション 保護課長	4 応急仮設住宅への入居募集に関する事 5 他の班への応援に関する事
道路公園班	道路公園センター担当 課長〔管理〕	道路公園センター担当 課長〔整備〕	1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関する事 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関する事 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関する事 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関する事 5 がけ崩れ等の応急対策の実施に関する事 6 工事施工箇所 の安全確保に関する事 7 所管施設の保全に関する事 8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関する事 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関する事 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関する事 11 他の班への応援に関する事
各班連絡員			部内各班の連絡調整に関する事
罹災証明書発行チーム	保険年金課長	区民課長	罹災証明の申請受付及び発行に関する事
遺体安置所運営チーム		衛生課長 保護課長 区民課長 地域支援課長 地域ケア推進課長 地域振興課長	遺体安置所の開設及び運営に関する事

※支所については、以下のとおりの位置付けとする。

庶務班…区民センター庶務係、区民センター地域振興係

被災者支援班…区民センター住民記録・戸籍担当

区民センター住民記録・児童手当・就学担当

区民センター保険年金係

区民センター保険収納係

健康福祉ステーション保護課

保健衛生・福祉班…健康福祉ステーション（保護課以外）

※出張所については、地域支援班の位置付けとする。

別表第3（第7条関係）

構成		役割	事務分掌
事務局長	危機管理監	1 平常時における全庁的な危機管理体制の整備等に関する指揮 2 災害等への応	1 市本部の設営及び運営に関する事 2 応急対策上必要な各種情報の収集及び伝達に関する事 3 本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達に関する事 4 応急対策計画の立案及び総合調整に

		急対策に係る実務の総括 3 複数部局で対応する必要のある対策に関する総合調整	関すること。 5 神奈川県、その他防災関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること。 6 自衛隊の応援要請及び受入に関すること。 7 各部・区本部、ライフライン機関との連絡調整に関すること。 8 防災行政無線の統制に関すること。 9 備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること。 10 災害復興に関すること。
事務局次長	危機管理本部危機管理部長 危機管理本部危機対策部長	1 危機管理監の補佐 2 危機管理監に事故があった場合の代理	11 災害対策基本法第46条第1項に定める災害予防に関すること。 12 初動対応にかかる当直及び宿日直体制に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 その他特命事項に関すること。
事務局員	危機管理本部の職員及び各部に所属する職員のうちから事務局長が指名した者	1 平常時における危機管理体制の整備等の推進 2 初動対応及び応急対策等の推進	1 市本部、区本部及び各部等との情報連絡に関すること。 2 被害情報等の収集・伝達に関すること。 3 初動対応及び応急対策等に係る部及び区本部間の調整に関すること。
調整員	各部に所属する職員のうちから各部長が指名した者	1 初動対応及び応急対策等に係る連絡及び調整	

※第7条第3項に定めるとおり事務局が常設であることから、平時においては、「各部」を「各局」に読み替えるものとする。

別表第4（第7条関係）

班	
1	分析班
2	総務班
3	受援班
4	運用班
5	被災者支援班
6	広報班
7	ライフライン班